

# 釧路市立大楽毛中学校「学校いじめ防止基本方針」 概要版

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### 【策定の目的】

本校の全ての生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めるとともに、保護者や関係機関、地域住民と学校が一層連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、いじめが行われなくなることを目的に策定する。

### 【目標】

いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、全ての生徒をいじめに向かわせない未然防止の取組など、学校、家庭、地域住民、その他の関係者の相互の連携協力の下、生徒の健やかな成長を見守り育み、地域全体でいじめの問題を克服することを目指す。

## 2 組織「いじめ対策委員会」

- (1) 校長、教頭、教務主任、生徒指導部長（学校カウンセラー）、当該学級担任及び学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他管理職から指名された者で構成する。
- (2) 把握した情報をもとに対処を協議し、的確な役割分担を行い、いじめの解決にあたる。
- (3) いじめの内容や実態に応じて、児童相談所や警察・関係機関等との連携、教育委員会の「いじめ解決サポートチーム」との連携を視野に入れて対応する。

## 3 いじめを未然に防止する取組

- (1) 「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- (2) 道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (3) 望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る。
- (4) ストレス等に適切に対処できる力を育む。
- (5) 安心でき、自己有用間や充実感を得られる学校環境づくりをする。
- (6) 生徒会が中心となって、全員参加のもとで、全校集会等でいじめ防止に向けた取組を行う。
- (7) いじめ問題についての問題意識を地域全体と共有する。

## 4 いじめの早期発見のための措置

- (1) いじめを早期に発見するため、生徒に対する定期的な実態調査を年2回実施する。
- (2) アセスによる集団分析を行う。
- (3) いじめ調査・アセス実施後、担任との面談を実施する。
- (4) 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

## 5 いじめに対する措置

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は、親身になって聴き、速やかに事実の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、組織的に事実関係を把握し、いじめをやめさせ、事実関係を正確に当該保護者に伝え、家庭と連携して解決に努める。
- (3) いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒、それぞれの保護者に対する様々な支援・指導を継続的に行うことで、再発の防止に努める。
- (4) 必要に応じて、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる等の措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- (6) いじめの解消については、いじめ対策委員会において協議を行い、いじめを認知した日から3か月をめぐりにいじめが解消に至ったかを判断する。

## 6 留意事項

- (1) いじめ問題への取組について適正に自己評価を行う。
- (2) 学校がいじめ問題への取組について、学校評価の項目に加え、生徒・保護者のアンケート調査、教職員の評価等により目標の達成状況を評価し、取組の改善に生かす。
- (3) 学校がいじめ防止に対する取組やいじめの実態について、学校便りやホームページを用いて保護者や地域に周知する。